

<減価償却判定の具体例>

(×) 減価償却できない (△) 一定のものができる (○) できる

美術品の具体例	改正前	改正後
① 古美術品	×	×
② 古文書	×	×
③ 出土品	×	×
④ 遺物	×	×
⑤ 書画	△	△
⑥ 彫刻	△	△
⑦ 工芸品	△	△
⑧ ロビーの装飾用	△	○

- (備考) 1. ①～④は、歴史的価値又は希少価値を有し代替性がないことから減価償却できません。
2. ⑤～⑧の改正前は、美術年鑑などに掲載されている作者の制作で、「時の経過によりその価値が減少するか否か」が明らかでない資産で、かつ、取得価額が 1点 20 万円未満（絵画は号 2 万円未満）である美術品は減価償却できませんでした。
3. ⑤～⑦の改正後は、「時の経過によりその価値が減少しない資産」以外の資産で、かつ、取得価額が 1点 100 万円未満である美術品は減価償却できません。
4. ⑧の改正後は、不特定多数の者が利用する場所の装飾用で、移設が困難でありロビーの装飾用のみに使用されるなどの美術品は減価償却できます。
5. 改正後の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後取得する美術品について適用します。なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した美術品で、今回の改正により減価償却できることとなったものは、平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度（平成 27 年 12 月決算法人）から減価償却した場合に限り認められます。